

第7回大津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月25日（月）15時～

場所：大津市役所新館2階災害対策本部室

- 1 施設閉鎖の緩和について
- 2 市民・事業者への影響及び対応・対策について
- 3 「大津市役所における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生事例に係る積極的疫学調査の結果を踏まえた再発防止の提言」について

大津市の施設閉鎖緩和における方針

大津市の施設閉鎖緩和の基本的な考え方

国・滋賀県の動向を踏まえ、3つの「密」の防止などの感染防止対策を講じた上で、市民活動や社会経済活動等を考慮し、再開していく。

○各施設の再開等の状況は、別紙のとおり

※施設の再開等については、各施設ごとに市ホームページ等で周知

<国・滋賀県の動向>

国における対処方針

- ・東京都や大阪府など8都道府県に発令されている「緊急事態宣言」は、大阪府、京都府、兵庫県の関西2府1県については、5月21日付けで解除。

滋賀県における対処方針

- ・「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づき、5月15日から5月31日まで、「警戒ステージ」とし、感染拡大防止対策を実施中。

5月21日付けで関西2府1県の緊急事態宣言が解除されたが、感染経路不明な新規陽性者数が直近7日間で1名であり、14間連続0である必要があるため、「警戒ステージ」のままとして、対策を5月31日まで継続。

※6月1日以降の対策は、今後の国の専門家会議結果を踏まえ決定予定

○「警戒ステージ」における感染防止対策

1. **外出自粛の要請** 県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛要請

2. **イベントの開催自粛の要請** 主催者に対し、開催自粛を要請（小規模イベント除く）

3. **施設使用制限の要請等** 万全の感染予防対策を条件とし、使用制限の要請は行わない

4. **県立施設の休館等** 感染リスクへの対応ができる施設から、順次、再開。
県外利用者が多く見込まれる琵琶湖湖岸の駐車場の閉鎖等

<事業者等に要請する対策>

- ・ 3つの「密」の防止
- ・ 衛生対策
- ・ 県外客の利用自粛（店頭・HPによる周知等）

施設の緩和一覧(政策調整部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
人権・男女共同参画課	男女共同参画センター	6月1日	多目的室は現状使用の自粛を要請しているが、6月からは感染予防策を講じた上で通常の貸し館に戻す。
人権・男女共同参画課	男女共同参画センター	6月1日	男女共同参画センターの相談業務は、面談を電話相談に切り替えて実施しているが、6月からは面談を再開する。

施設の緩和一覧(市民部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
自治協働課	滋賀里交流センター	6月1日	
自治協働課	木戸交流センター	6月1日	
自治協働課	コミュニティセンター	6月1日	
自治協働課	市民活動センター	6月1日	
文化・青少年課	大津市民会館	6月1日	
文化・青少年課	スカイプラザ浜大津	6月1日	
文化・青少年課	大津市伝統芸能会館	6月1日	
長等創作展示館	長等創作展示館	6月1日	
市民文化会館	市民文化会館	6月1日	
仰木太鼓会館	仰木太鼓会館	6月1日	
市民スポーツ課	和邇市民運動広場	5月26日	
市民スポーツ課	下龍華市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	堅田なぎさ市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	坂本市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	下阪本市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	比叡平市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	山中市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	藤尾市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	逢坂市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	石山市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	瀬田南市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	田上市民運動広場	5月22日	
市民スポーツ課	大谷乗馬場	5月22日	
市民スポーツ課	桐生若人の広場	5月22日	
市民スポーツ課	比良げんき村	6月1日	
市民スポーツ課	和邇市民体育館	6月1日	
市民スポーツ課	坂本市民体育館	6月1日	
市民スポーツ課	山中市民体育館	6月1日	
市民スポーツ課	石山市民体育館	6月1日	
市民スポーツ課	田上市民体育館	6月1日	
市民スポーツ課	坂本市民格技場	6月1日	
市民スポーツ課	富士見市民温水プール	6月1日	

施設の緩和一覧(福祉子ども部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
福祉政策課	各ふれあいセンター	5月19日	
福祉政策課	ふれあいプラザ	6月1日	利用人数等を制限
障害福祉課	大津市立障害者福祉センター	5月18日	軽スポーツ室・トレーニング室は再開未定
幼児政策課	市立幼稚園	6月1日	6/1の週は分散登園、6/8から毎日登園
幼児政策課	市立保育園	開所中	
子ども家庭課	母と子の家しらゆり	開所中	母子生活支援施設で閉館していない(しらゆり保育は現在利用者なし、利用制限解除は保育所にあわせる)
子ども家庭課	市立児童館(7館)	6月9日	市立小学校・幼稚園の休校・休園中は閉館(学校園の完全再開にあわせる)
児童クラブ課	児童クラブ(市内37箇所)	開所中	
やまびこ総合支援センター	やまびこ総合支援センター	開所中	徐々に通所日(時間)を拡大して通常療育に移行
やまびこ総合支援センター	北部子ども療育センター	開所中	徐々に通所日(時間)を拡大して通常療育に移行
やまびこ総合支援センター	東部子ども療育センター	開所中	徐々に通所日(時間)を拡大して通常療育に移行
子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	6月2日	6/1休館日、利用人数制限、三密回避で開館
子育て総合支援センター	つどいの広場「にじっこ」	6月1日	利用人数制限、三密回避で開館
子育て総合支援センター	つどいの広場「ほっぺ」	6月9日	膳所児童館開館にあわせる 利用人数制限、三密回避で開館
子育て総合支援センター	つどいの広場「きらきらひろば」	6月2日	6/1休館日 利用人数制限、三密回避で開館

施設の緩和一覧(健康保険部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
長寿政策課	各老人福祉センター (木戸、北、中、南、東)	①ロビー:5月16日 ②サークル活動等に使用する個室(貸室):6月1日	①ロビー:感染防止対策を行い、使用を再開。 ②個室(貸室):6/1から、感染防止対策を行い、使用を再開する予定(各センターにおいて、6/1以降の予約を受け、日程調整が出来次第、随時使用を開始する予定。) ③風呂:浴場が密室であり、感染防止対策が困難のため使用中止。今後、再開に向けて、施設の利用方法、管理方法などを検討する。
長寿政策課	老人憩いの家	①入浴施設なしの施設:6月1日(下龍華、田上) ②入浴施設ありの施設:未定(坂本、皇子が丘、さがみ川)	①入浴施設がない施設は、感染症防止対策を行い、使用を再開。 ②入浴施設がある施設は、浴場が密室であり、感染防止対策が困難のため使用中止。今後、再開に向けて、施設の利用方法、管理方法などを検討する。
長寿政策課	仰木老人健康広場	5月16日	
長寿政策課	日吉台多目的広場	5月16日	
長寿政策課	大谷町老人健康広場	5月16日	
長寿政策課	西山ゲートボール場	5月16日	
長寿政策課	平野一丁目老人広場	5月16日	

施設の緩和一覧(産業観光部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
商工労働政策課	妹子の郷	6/1~ 全施設 通常営業	駐車場、トイレは当初から開場。コンビニは時短営業で継続営業中。物販は5/16から時短営業中、レストラン、案内所は5/30から時短営業
商工労働政策課	まちなか交流館	6月1日	
商工労働政策課	勤労福祉センター	6月1日	
観光振興課	幻住庵	6月1日	
観光振興課	比良とびあ	6月1日	
観光振興課	杉浦重剛旧宅	6月1日	
観光振興課	おごと温泉観光公園	6月1日	
観光振興課	禅明坊光秀館	6月5日	再開に向けて、運営するスタッフの調整中
観光振興課	湖族の郷資料館	6月1日	
観光振興課	各観光案内所(6箇所)	6月1日	
観光振興課	曳山展示館	6月1日	
観光振興課	旧竹林院	6月1日	
観光振興課	公人屋敷	6月1日	
観光振興課	おごと温泉駅前六角足湯	未定	新しい生活様式に示されている人との間隔(最低1m)を確保できない。
観光振興課	坂本城本丸跡	6月5日	禅明坊光秀館と再開時期を合わせる。
農林水産課	森林キャンプ村	6/中旬 ※段階的に開村	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を徹底できないため、準備が整い次第開村する。(消毒液4リットルは確保済み) ・滋賀県民以外の利用はお断りする。 ・まず、持込テントスペース(7張分)を開村し、順次バンガロー(5棟)及び常設テント(25張)を開村予定。 ・部屋の換気、少人数作業、マスク着用、手洗い・うがいの励行、共用部の消毒(管理棟、トイレ等)など ・共用部のうちシャワーは使用禁止 ・受付時に、「体調の悪い方は来村を控えること」、「消毒液等はできるだけ持参を呼びかける」などの対応 ・全施設貸しきりになるような大人数での利用については、三密回避の観点から一定制限をかけることがある。
農林水産課	手作り工房比良の里	5月16日	

施設の緩和一覧(環境部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
廃棄物減量推進課	リサイクルセンター木戸	5月26日	
施設整備課	環境交流館	5月19日	開館時間を短縮(午後5時まで)
衛生プラント	テニスコート・グラウンド	5月18日	テニスコートは6月1日から

施設の緩和一覧(都市計画部)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
都市魅力づくり推進課	旧大津公会堂	5月18日	
都市魅力づくり推進課	まち家オフィス「結」	6月1日	コワーキングスペースが6月1日再開
公園緑地課	一里山公園緑のふれあいセンター(多目的室)	6月1日	
公園緑地課	一里山公園緑のふれあいセンター(市民花園)	5月30日	
公園緑地課	柳が崎湖畔公園びわ湖大津館(庭園部分)	5月30日	
公園緑地課	柳が崎湖畔公園びわ湖大津館(会議室部分)	6月1日	
公園緑地課	柳が崎湖畔公園びわ湖大津館(ホール部分)	5月30日	
公園緑地課	柳が崎湖畔公園びわ湖大津館(レストラン部分)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園(屋内プール部分)	6月1日	
公園緑地課	皇子が丘公園(弓道場)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園(テニスコート)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園(グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園(野外劇場)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園(アスファルト広場)	5月30日	
公園緑地課	大石緑地スポーツ村(テニスコート)	5月30日	
公園緑地課	大石緑地スポーツ村(グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	大石緑地スポーツ村(会議室)	6月1日	
公園緑地課	伊香立公園(テニスコート)	5月30日	
公園緑地課	伊香立公園(グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	伊香立公園(芝生グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	伊香立公園(全天候型多目的広場)	5月30日	
公園緑地課	尾花川公園テニスコート	5月30日	
公園緑地課	近江神宮外苑公園(芝生グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	皇子が丘公園体育館(アリーナ部分)	6月1日	
公園緑地課	皇子が丘公園体育館(第2体育館)	6月1日	
公園緑地課	皇子が丘公園体育館(会議室)	6月1日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(陸上競技場)	5月30日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(会議室)	6月1日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(野球場)	5月30日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(室内練習場)	6月1日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(会議室)	6月1日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(テニスコート)	5月30日	
公園緑地課	皇子山総合運動公園(グラウンド)	5月30日	
公園緑地課	瀬田公園体育館(アリーナ)	6月1日	
公園緑地課	瀬田公園体育館(会議室)	6月1日	
公園緑地課	におの浜ふれあいスポーツセンター(アリーナ)	6月1日	
公園緑地課	におの浜ふれあいスポーツセンター(プール)	6月1日	
公園緑地課	におの浜ふれあいスポーツセンター(トレーニングルーム)	6月1日	

公園緑地課	におの浜ふれあいスポーツセンター(会議室)	6月1日	
公園緑地課	曾東緑地テニスコート	5月30日	
公園緑地課	膳所城跡公園(テニスコート)	6月1日	
公園緑地課	膳所城跡公園(野外劇場)	5月30日	
公園緑地課	田上公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	下龍華児童公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	仰木西公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	坂本児童公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	比叡辻臨水公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	石山公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	大平公園テニスコート	6月1日	
公園緑地課	唐橋公園テニスコート	5月30日	
公園緑地課	瀬田駅前西公園テニスコート	5月30日	
公園緑地課	大戸川緑地テニスコート	6月1日	
公園緑地課	日吉台8号公園テニスコート	6月1日	
住宅課	坂本天満宮運動広場	5月22日	

施設の緩和一覧(企業局)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
水再生センター	テニスコート	6月1日	5/16～5/26応募 29日までに結果発表 発表は 屋上入口とホームページに掲載

施設の緩和一覧(教育委員会)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
学校教育課	各小学校	6月1日(月)	6/1～分散登校、6/8～通常登校、6/22～給食開始
学校教育課	各中学校	6月1日(月)	6/1～分散登校、6/8～通常登校、6/22～給食開始
生涯学習課	各公民館	6月1日(月)	
図書館	図書館	5月27日(水)	
図書館	図書館 南郷分館	5月27日(水)	
図書館	北図書館(北部地域文化センター内)	5月27日(水)	
図書館	和邇図書館	5月27日(水)	
北部地域文化センター	北部地域文化センター	6月2日(火)	
和邇文化センター	和邇文化センター	6月2日(火)	
生涯学習センター	生涯学習センター	6月2日(火)	
生涯学習センター	科学館(生涯学習センター内)	6月2日(火)	
少年センター	大津市堅田少年センター(北部地域文化センター内)	6月2日(火)	
少年センター	大津少年センター(生涯学習センター内)	6月2日(火)	
歴史博物館	歴史博物館	6月2日(火)	
葛川少年自然の家	葛川少年自然の家	6月2日(火)	日帰りのみ(宿泊は当面休止)
教育相談センター	教育相談センター	6月1日(月)	
埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財調査センター	6月1日(月)	

施設の緩和一覧(消防局)

所管所属	施設名	再開日	特記事項
消防総務課	各コミュニティ消防センター	6月1日	

大津市役所における新型コロナウイルス感染症患者クラスター発生に係る積極的疫学調査
最終報告書【抜粋】

調査概要

1 端緒

令和2年4月11日、本市職員が新型コロナウイルス感染症患者と診断された。4月13日には隣接する所属の職員が患者と診断され、職場におけるクラスター発生が疑われた。

その後も患者の発生が相次ぎ、4月17日には5例を上回ったことから、保健所は市役所本館でのクラスターの発生を認め、4月20日に滋賀県に調査支援を要請し、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チームと合同で調査を実施した。

2 調査目的

- (1) 感染拡大を防止するための助言を行うこと
- (2) クラスターが発生した原因を推定すること

考察

1 感染源、感染経路、リスク因子

(1) 業務上の関連性

3・4階フロアは、3月末まで同一部局であり、4月からの組織再編により2部局体制となった。

年度末には部内あいさつ式が執務室にて行われており「密集」「密接」の環境となっていたこと、また、人事異動による事務引継ぎが4月に入ってからも行われたこと等から、感染がフロアをまたがって拡大する可能性があった。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

4.結果 (3) 職場環境を除く患者における共通点

患者を認めている両部の職員は、日常業務において会話等することはあるため、接触機会はあったと思われる。しかし、各患者における会議や会食等の3密環境となりえる機会を中心に、聞き取りを行ったが、関連すると思われる機会を把握することはできなかった。

(2) 執務室の環境

患者発生フロアの執務室は、換気が十分に行われていたとはいえず、また、デスク間隔も十分確保されているとはいえない。

(3) 共用について

① 場所の共用

同一フロアの職員数が100名を超えており、トイレ・更衣室・会議室などの場所の共用は、接触感染リスクがある。個人の手指衛生の徹底が求められる。

更衣室は狭い空間であり、換気も十分に行えないことから、飛沫・接触感染リスクを伴う環境といえる。

② 物品の共用

コピー機、受付カウンター、共用PC、電話機などの共用物品は、常に汚染リスクがあり、こまめな消毒が必要である。

公用車に関しては使用前後にハンドル等接触箇所の消毒がすることが望ましい。同乗者がいる場合には、適度に換気し、マスク着用などの咳エチケットを遵守する。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

4.結果 (4) 職場環境

職員の業務机は多くの自治体の本庁舎と同様に配置されており、特異的な業務環境を認めることはできなかった。電話、室内電灯のスイッチ、パソコンやコピー機などの高頻度接触面が存在することも、一般的な公務所と同様である。一方で、各課に設置されている会議室は、参加人数によっては、密集状態となる可能性がある広さであった。また、会議室には入り口のドア以外に出入り口および窓がないため、エアコンに加えてサーキュレーターなど別途換気するための工夫がなければ、密閉環境になりえる部屋であった。また、更衣室も、複数の職員が近い距離で利用する場合は、密集環境となる可能性がある。

2 感染拡大防止対策について

- 1例目の発生直後から、フロア単位の消毒作業、職員に対する健康観察の実施や自宅待機命令等、拡大防止対策は適切に行われた。
- また、庁舎全体の一定期間の閉鎖についても、当該感染症の潜伏期間が長いことや、複数フロアでの発生により、更なる発生の可能性が十分に考えられる状況であった等から適切な判断であった。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

5.考察

今回は、4月26日から5月6日までを対象とした市庁舎閉鎖が、4月21日に発表された。結果として、4月17日発患者（4月20日確定診断）を最後に新たな患者は認めなかったが、4月17日にウイルス曝露し、5月1日までは職員が発症する可能性を考えるべき状況にあったと思われる。無症状病原体保有者や発症前のウイルス排出を加味すると、本症の集団発生対応は、できる限り早期に、広い範囲で社会的隔離などの強い介入を実施することが、早期解決につながると考えられる。特に対市民業務を行う市庁舎においては、閉庁は、4月21日時点で考えられる最も有効な感染拡大防止策の一手段であったと思慮される。

- 各職員においては、引き続き家庭内での感染対策について厚生労働省作成資料をもとに十分注意を払う必要がある。
- さらに、今後の業務再開後の患者発生を想定したリスク回避は必要不可欠である。

終息の判断

以下の理由により、市役所における本件クラスターについては終息したものと判断する。

- 閉庁した4月25日から14日経過する5月8日までに、市職員から新たな患者を認めなかったこと。
- 5月7日の開庁以降も、新たな患者発生を想定し、クラスターの発生リスクを低くするための環境が以下の通知等により構築されていること。

- ① 職員の新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策の強化について
(令和2年4月13日付け大総人第136号)

- ② 5月7日以降の勤務体制及び感染症拡大防止対策について
(令和2年4月23日付け大総人第150号)

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策班 情報・疫学統計チーム調査結果【抜粋】

8. 終息宣言の基準(案)

以下を満たすことを条件とすることを提案する。

- (1) 閉庁日から14日の間、職員の健康観察を強化し、体調異常者を確実に把握すること
- (2) 閉庁日から14日の間、確定診断された職員を認めた部課以外に、新たな患者を認めないこと
- (3) 新たな患者が発生した場合に、集団発生する可能性が低い環境を構築できたことを確認すること

再発防止に向けた提言

- ① 市庁舎内において、「密閉空間」、「密集場所」と「密接場面」の全てを避けること。
 - ア. 密閉空間を避けるために、職場内の換気を行うこと。
 - イ. 飛沫感染を予防するために、職員間に2メートル以上の間隔を設けるもしくは職員の業務机の間にパーティションを設置することなどの飛沫感染対策を強化すること。
 - ウ. 2交替勤務の継続実施。また、可能な範囲で時差出勤を活用することで、通勤時のリスク低減にもつなげることができる。
- ② 体調異常者が、自宅療養もしくは在宅勤務できる職場環境を構築すること。
 - ア. 全ての職員は、出勤前に健康状態を確認すること。
 - イ. 全ての職員は、体調異常を認めた場合に出勤を控えること。
 - ウ. 職員支援室は、市役所全体の体調異常者を把握するシステムを継続して運用し、必要に応じて所属に対し自宅待機等の措置を講じること。
- ③ 全ての職員が、手指衛生および咳エチケットを遵守し、就業中にマスクを着用すること。
- ④ 風邪様症状を認めた職員は、家族内の感染拡大を予防するために、できる限り、他の家族と部屋および物品を区別すること。
- ⑤ 確定診断された職員は、退院後4週間、手洗い、咳エチケットおよび健康観察を強化すること。

風邪様症状を認めた場合は、軽微な症状であっても出勤を控え、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。
- ⑥ 職場環境の衛生管理を徹底すること。
 - ア. 高頻度接触面の適切な消毒 例) トイレ、ドアノブ、手すり、電話、コピー機等
 - イ. 共用物品の使用前後に手指衛生を徹底すること。
 - ウ. 管財課は、清掃業者に対し、通常清掃の際に消毒も行うよう依頼すること。
- ⑦ 上記のほか、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(基安発0331第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部長)」を参考として、職場環境の改善について検討すること。